

# 上白根中学校 いじめ防止基本方針

## 1. いじめ防止に向けた上白根中学校の考え方

### いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。「いじめ防止対策推進法第2条」

## 上白根中学校いじめ防止基本方針

1. いじめを未然に防ぐために、生徒一人ひとりが自己有用感を得られるような活動（ボランティア活動や生徒会活動、行事など）や学級、授業、部活動などで生徒一人ひとりが安心できる居場所をつくるなど潤いに満ちた学校風土を構築します。
2. いじめに対しては、上白根中学校のどの集団、どの生徒にも起こりうる可能性がある最も身近で深刻かつ重大な人権侵害であり、いじめは人間として絶対に許されない行為として、いじめ防止対策委員会を核に組織的に対応します。
3. 学校は、必要に応じて、「児童生徒の健全育成に関する警察と学校の相互連携に係る協定書」に基づく警察との連携など他機関と連携し、その解決にあたります。

## 2. いじめを防止するための組織

### いじめ防止対策委員会

#### 【構成メンバー】

校長・副校長・教務主任・学年主任・生徒指導部職員・生徒指導専任・養護教諭  
※必要に応じて心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど外部の専門家の参加を求めます。

#### 【役割】

いじめの予防活動を企画運営します。  
いじめを早期に発見するための取り組みを行います。  
いじめ事案が発生した場合、対応の中核となり活動を行います。  
いじめ防止、対応について、教職員の研修を企画運営します。

## 3. いじめ未然防止及び早期発見のための取り組み

### ①いじめを未然に防ぐための取り組み

- ・ボランティア活動や生徒会活動、行事など生徒が自己有用感を得られるような取り組みを行い、また、学級、授業、部活動などで生徒一人ひとりの居場所を創り、いじめが起こりづらい学校風土を構築します。
- ・道徳の時間を中心に、いじめについて考える授業を展開します。また、特別活動では体験的な学習やグループワーク等を通じてコミュニケーション能力の向上をはかります。

### ②いじめを早期発見するための取り組み

- ・生徒に対して教育相談アンケートをもとにした面談を行います。（4月・9月・1月）
- ・家庭訪問、個人面談で保護者との連携を図ります。（4月・7月・12月）
- ・インターネットや携帯電話のモラルについて生徒・保護者に啓発活動を行います。
- ・日頃の学校生活を通して、教職員と生徒との信頼関係の構築に努めます。

### ③教職員研修の充実

- ・生徒理解の向上、いじめ防止、授業力向上のための教職員研修を年間に複数回実施します。

### ④学校運営協議会との連携

- ・学校運営協議会において、いじめ問題など、本校が抱える課題を共有し、地域と共に生徒の健全育成に取り組めます。

策定 平成26年3月 1日  
改訂 平成29年3月21日

#### 4. いじめに対する措置

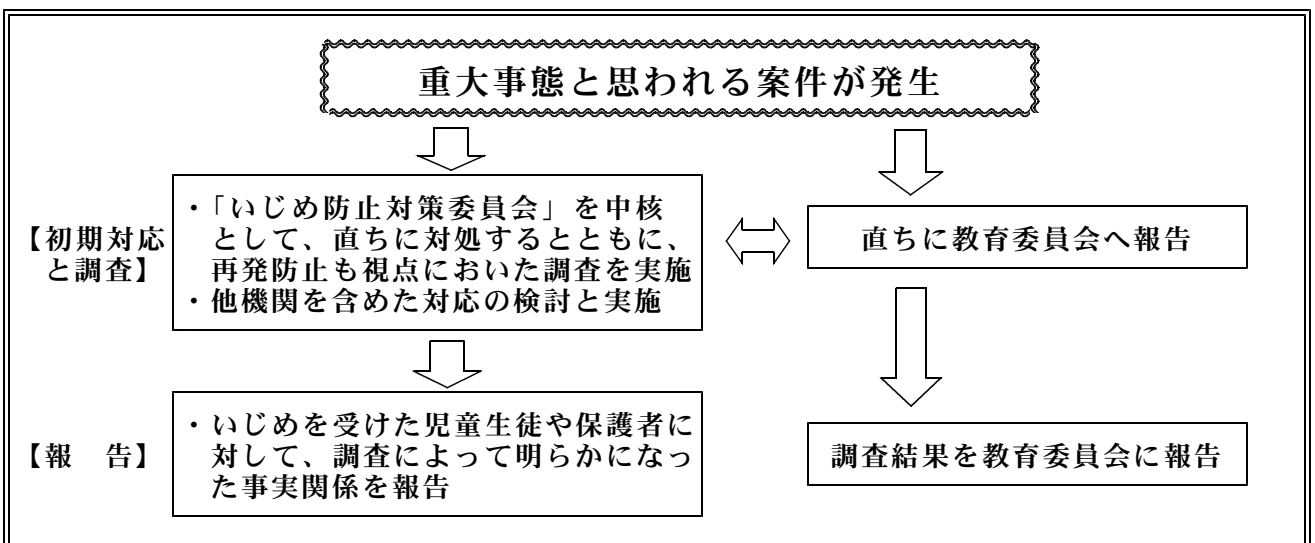
- いじめが起きた場合には、被害生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、事情や心情を聞き取り、心のケアに努めます。加害生徒に対しては、教育的配慮の下、保護者との連携を密にし、毅然とした態度で再発防止に向けて継続的に指導します。
- いじめが暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合や、被害生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、被害生徒を守ります。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、被害者の意向に配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応していきます。

#### 5. 年間計画

月	活 動
4月	○いじめ防止対策委員会定例会で年度当初確認 ○生徒指導協議会で生徒の現状を把握 ○懇談会や家庭訪問により保護者との連携確認 ○教育相談アンケートをもとにした担任と生徒の面談
5月	○遠足・自然教室・修学旅行など校外行事を通じて生徒の状況を把握 ○体育祭を通じて生徒の状況を把握
6月	○いじめ、生徒指導、特別支援など職員研修会 ○全校生徒による校内人権標語コンクール
7月	○個人面談により保護者との連携確認 ○愛のはがき運動（地域高齢者への暑中見舞い）ボランティア ○いじめ防止対策委員会定例会で夏季休業前の生徒状況を確認 ○生徒による夏季休業までの学校生活の振り返り
8月	○ふれあい昼食会（地域ケアプラザで高齢者と交流）ボランティア ○人権作文コンクール
9月	○教育相談アンケートをもとにした担任と生徒の面談
10月	○合唱コンクールを通じて生徒の状況を把握
11月	○全校生徒を対象にした、いじめ実態アンケート調査
12月	○個人面談により保護者との連携確認 ○いじめ防止対策委員会定例会で冬季休業前の生徒状況を確認 ○生徒による冬季休業までの学校生活の振り返り ○愛のはがき運動（地域高齢者への年賀状）ボランティア
1月	○教育相談アンケートをもとにした担任と生徒の面談
2月	○新年度を見据えて、生徒の状況の確認と指導の方向性を検討
3月	○いじめ防止対策委員会定例会で年度反省 ○生徒による1年間の学校生活の振り返り

※年間を通して、職員会議で個々の生徒理解を行います。

#### 6. 重大事態への対処



#### 7. その他

- 必要があると認められたときには、上白根中学校いじめ防止基本方針を改定し、あらためて公表します。

策定 平成26年3月 1日  
改訂 平成29年3月21日